

大和市条例第19号

大和市議会の議決すべき事件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、大和市議会の議決すべき事件を定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、大和市総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。